

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和3年8月2日（月） 午前9時15分から 午前9時55分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、 笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 金丸副審議監兼出納室長、木村上下水道部長、 村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、 太田監査委員事務局長 （担当課1） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 松尾同課政策企画係長 （担当課2） 望月長寿はつらつ課長、増田同課長補佐、 山崎同課地域包括ケア推進係主査 （担当課3） 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、 大塚同課学校施設係長、岩崎教育管理課長、 長谷同課主幹兼課長補佐、谷合同課学務係長、 松本教育指導課長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 江原同課政策企画係主任
会 議 内 容	1 令和3年度朝霞市行政評価（内部評価）結果について 2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 3 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について

<p>会 議 資 料</p>	<p>【1-1】朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書 【2-1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 【2-2】日常生活圏域 変更案（6圏域） 【2-3】日常生活圏域 現況（5圏域） 【2-4】（参考1）圏域別人口一覧 【2-5】（参考2）日常生活圏域の見直しにおける意見・質問 【3-1】朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について報告書（案）</p>	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/>要点記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

【議題】

1 令和3年度朝霞市行政評価（内部評価）結果について

【説明】

（担当課1：平間政策企画課長補佐）

行政評価結果報告書について説明させていただく。

報告書の構成としては、Ⅰにおいて、行政評価制度の概要を示すとともに、Ⅱでは、令和2年度に実施した施策について、施策評価シートをもとに行政評価を行った結果を、Ⅲでは、結果の活用と制度の改善について記載している。

1ページから4ページには、行政評価の概要を記載している。

5ページ、「1 施策評価結果の集計」の「（1）評価の概要」は、各所管課で評価していただいた施策が、82施策となっている。

82施策の評価については、28、29ページの「施策一覧」の中の中柱ごとの評価となっており、中柱ごとに施策評価シートを作成していただいている。

また、「（2）施策の分析」の達成度、必要性については、昨年度と同様、A～Eの5段階評価としている。

内部評価の結果としては、①達成度について、82施策のうち59施策が、A又はB又はCで、「D 目標・計画を下回り、十分な成果が上らなかった」が22施策、「E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果が上らなかった」が1施策であった。

また、②必要性については、82施策のうち58施策が、A又はBで、「C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない」が23施策、「D ニーズ及び解決すべき課題は減少する傾向にある」が1施策、「E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する傾向にある」はなかった。

これらを基にした、③達成度と必要性のクロス分析については、必要性が、A又はBであるにもかかわらず、達成度がDの施策が14施策あった。その施策については、下に記載している。

また、達成度はCだが、必要性がDの施策が1施策あった。

次に、7ページ、「（3）今後の展開方針」であるが、①施策の方向性については、「重点化」が45施策、「内容を見直し」が15施策であった。

また、②行政と市民の役割分担については、「Ⅱ行政・市民の関与（役割）バランスを維持」が65施策、「Ⅰ行政の関与を拡大」が6施策、「Ⅲ市民の関与を拡大」が11施策であった。

「2 行政評価結果～政策分野ごとのまとめ」になるが、次ページの8ページから25ページまでは、6つの政策分野（章）ごとに区分し、それぞれの章に位置付けられた大柱ごとに、達成度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて、記載してある。この内容については、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成していただいたものとなっている。なお、大柱は、合計29本となっている。

26ページは、行政評価結果の活用と改善について記載しているが、これまでのものと変更はない。

27～31ページには、参考資料として、要綱、施策一覧、施策評価シートを示している。

この報告書については、本日の政策調整会議での意見等を反映させたものを、庁議に諮り、市長の決裁を経たうえで、報告書として確定させるとともに、9月議会前には市議会への配布をさせていただく。

【意見等】

(須田総務部長)

6ページ下の目標・計画を下回ったと位置付けられた14施策については、7ページにある今後、重点化していく施策及び内容の見直しを行う施策として位置付けられているという理解でよいか。

(担当課1：関口市長公室次長兼政策企画課長)

基本的にはそのようになっているが、今年度においては、新型コロナウイルスの影響で事業を行うことができなかったことにより、目標を達成できなかったとされた施策もあるので、すべてを今後の重点施策及び内容を見直す施策として位置付けているわけではない。

(須田総務部長)

その辺りについては、8ページ以降の文章の中で説明されているということによいか。

(担当課1：関口市長公室次長兼政策企画課長)

確認させていただき、分かりにくい表現等があれば修正させていただく。

(須田総務部長)

結果報告書は、毎年、単年度ごとに作成されているが、前期基本計画の5年間の総括について結果報告書を作成する予定はあるか。

(担当課1：松尾政策企画課政策企画係長)

総括については、後期基本計画を策定する際に3年分の期間で前期基本計画総括評価報告書というものを作成している。また、総括は、後期計画の策定することを目的として行うことから、ここで5年分の総括を行うことは想定していない。

(須田総務部長)

要望になるが、教育委員会では教育施策について独自に評価を行い、報告書を作成している。対象も行政評価と同じ施策評価シートを活用していることから、後期基本計画への切り替わりを起点に統合の可否について検討していただきたい。

(担当課1：関口市長公室次長兼政策企画課長)

検討させていただく。

【結果】

指摘のあった内容について、確認を行い、必要に応じ修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【説明】

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

はじめに、この日常生活圏域の変更については、第8期介護保険事業計画の内容変更となるので、本会議に諮るものである。

計画書の該当頁のコピーを資料の最後に付けているので、参照いただきたい。

本年度から令和5年度までを計画期間とする、第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域共生社会の実現を支える、地域包括ケアシステムの確立を進めるために、高齢者人口の増加のみならず、複雑多様化する相談支援に、柔軟に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ることとしている。

このため、地域包括支援センターの担当圏域となる、日常生活圏域については、資料1の①のとおり、旧と表記している5つの圏域から、新と表記している6つの圏域へ変更し、高齢者支援の充実を図りたいと考えている。

資料3が現行の5つの圏域図で、資料2が6圏域の案となっているので、こちらも参照していただきたい。

新たに第6圏域を設定することから、資料1の表の下線の地域のとおり、全ての圏域で、各包括が担当する地域に変更が生じることとなる。

圏域の再編にあたっては、資料1の変更におけるポイントのとおり、3つの考え方を基本とした。

まず、①各圏域の高齢者人口の平準化について。65歳以上の高齢者人口については、各圏域とも、概ね4000人から5000人未満となるように地区を再編している。

次に②として、これまでの担当の地域包括支援センターと地域住民のつながりを考慮したので、これまでのセンターの担当地域を基本に再編している。

そして③として、町字別のわかりやすい圏域の設定とした。

資料1の、上段の表旧の地区のとおり、第2圏域は膝折3丁目の2から7で、膝折3丁目の1番地は第5圏域となっているように、地番での区域割となっていたので、町字別のわかりやすい圏域を設定することとした。

この圏域の変更に伴う影響等であるが、新たな第6圏域を担当する地域包括支援センターについては、公募型プロポーザル方式で選定を行う予定である。

また、担当する地域包括支援センターが変更となる高齢者は、5300人ほどいるが、これらの方の中で、センターが個別支援を行っている方については、令和4年4月1日以降、概ね6か月を目途に、事務引き継ぎを行う予定である。

最後に、圏域の変更にあたっての意見・質問等についてだが、市民に対しては市内5か所で実施した介護保険制度説明会の中で、変更案を御紹介し、この他、民生委員定例会や、自治会・町内会理事会、第2層協議体などへ、出向いて説明を行い、御意見をいただいた。

主な御意見は、「溝沼6・7丁目の圏域設定について」や「根岸台地区に包括センターがないが、変更になるのか」などで、溝沼6・7丁目については、人口の平準化に重きをお

いて編成したことを説明し、根岸台地区である第4圏域に包括支援センターがないことについては、現在、担当している法人と移設について協議を行っていく旨を伝えるなどにより圏域変更案に、概ね御理解をいただいたところである。

意見等の詳細は参考資料2に示している。なお、その後、地域包括支援センター運営協議会で承認いただき、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議で、計画の変更の承認をいただいたところである。

【意見等】

(麦田こども・健康部長)

6つの圏域に分けた際の変更案についてだが、第3圏域と第6圏域の境界等、地図上では不自然に見える。例えば、溝沼6・7丁目が第3圏域に、北原と西原が第1圏域に食い込んでいるように見えるが、どのような理由からか。

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

各地域の65歳以上の人口、また、今後高齢者となる40歳から64歳の人口から各圏域の人口の平準化を目的とし、このような圏域としている。また、地理的な行き来についても、不便はないことを確認しているため、問題はないものと認識している。

(宮村市長公室長)

今後、人口の流動等があれば圏域の見直しを行う可能性はあるか。

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

3年後の次期計画の見直しの際に、圏域を見直す予定はないが、向こう10年の間には、圏域の見直しについて、検討する必要があるものと考えている。

(宮村市長公室長)

計画の決定や市議会への周知はどのように行うのか。

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

計画の変更となるので、庁議に諮ったうえで決定となる。市議会議員への周知については、第8期の計画を策定した際と同様に、議会の開会前に資料提供という形でお配りしたいと考えている。

(宮村市長公室長)

圏域が1つ増えることで、圏域が変わる地域が多くあると思うが、その地域に対する周知等はどのように行うのか。また、圏域の変更後の調整はどのように行っていくのか。

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

担当包括支援センターが変わる地域の方々の人口は5,300人ほどで、実際に受け持っている方が、そのうちの1割程度である。その方たちについては、4月から6か月程度の期間をかけて、丁寧に引継ぎを行っていきたいと考えている。また、市民に対しては、年度末から広報あさかや地域包括支援センターのパンフレット等で周知を図りたいと考えている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について

【説明】

(担当課3：斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

少人数学級については、令和3年3月に法律改正が行われ、小学校において35人学級を実施することとなったため、これに対応するため本報告書をまとめたものである。

この報告書は、目次のとおり、「少人数学級制度について」、「少人数学級を実施するための考え方」、「普通教室への転用」、「市内小学校の普通教室数の現状と将来推計」、「学区変更の考え方」、「今後の施設整備」と大きく6つから構成されている。

1ページの「少人数学級制度について」では、少人数学級は個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、きめ細かな指導を可能とする指導体制、安心、安全な教育環境を整備するものとして、(2)の制度の概要にあるように学級編制を法改正前の1クラス40人から35人への引き下げ、これを令和3年度の第2学年から令和7年度の第6学年まで段階的に実施していくものである。

埼玉県内では、既に小学校第2学年までは基準を35人としていたので、令和3年度は現行どおりとなっている。

次に、少人数学級を実施するための基本的な考え方が国から示されている。

少人数学級の編成で教室不足が見込まれる場合は、認められている令和7年3月31日までの経過措置の期間中に施設整備等を進めることとされている。その際には、特別教室や会議室等の普通教室への転用の検討などが求められている。なお、そのうえで教室不足が生じる見込みの場合、令和7年度を見通した必要な施設の確保を検討するとしている。

以上が少人数学級へ対応するための基本的な考え方である。

本市でも、この内容を踏まえ、まずは現在、特別教室や会議室等で使用している教室を普通教室へ転用を検討し、実施していくこととする。

この転用についての基準を3ページに示している。

転用できないとした教室と転用可能とした教室の区分をしているが、実際の転用はこの転用可能な教室のうち、普通教室の形態の整っている教室から行うものとし、学校が教育活動の実情に応じて選択する。転用に何らかの工事が必要な場合は、学校と教育委員会で協議を行いながら進めていく。各学校の転用可能教室数の状況は4ページで、太枠が転用可能教室である。

次に本市の小学校の普通教室数の現状と将来の推計について説明させていただく。

5ページ、普通教室数について、令和3年度の現状と令和9年度までの推計となる。転用が可能な教室を普通教室へ転用した場合の最大教室数と各年度で必要な教室数を学校ごとに比較している。特別支援学級等を含めた教室数となっているが、特別支援学級は推計を出すことが難しいことから、少人数学級全学年実施の7年度には、知的障害と自閉・情緒障害のそれぞれの学級を、2学級ずつの4学級に整備するものとしている。6年度までは現在のクラス数である。

各学校の数値をまとめたものが10ページで、第六小学校、第九小学校が最大教室数を

必要教室数が上回っており、転用可能教室を転用しても、令和7年度から教室が不足すると見込まれている。また、転用により学級数が充足し対応ができる学校でも、転用するにあたり工事が必要な学校と、必要のない学校がある。

第一小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校、第八小学校の5校は普通教室の形態が整っている教室を転用し令和9年度まで対応できる見込みで、残りの5校については、転用にあたり工事が必要である。

このように、転用により少人数学級に対応できる小学校がある一方で、転用によっても、なお教室不足が生じ、増築等の検討をしなければ対応できない学校もある状況で、これを解消する方策の一つとして、子どもたちが通う学区の変更によりこれを解消し、少人数学級を実現できないかを検討したものが11ページの「学区変更の考え方」になる。

結論として、学区変更については、通学区域審議会への諮問を経て、保護者や地域住民の理解を得て決定するまでに長期間を要す。また隣接する学校に一部学区を変更した場合、当該校の児童数を抑えることができても、変更先の学校の教室が不足するとも見込まれている。更に、今回は経過措置期間の令和7年度までに実現する必要があることから、学区変更で少人数学級を実現することは困難としている。

最後に12ページ、「今後の施設整備」として、まず転用整備計画について記載している。各学校の状況に応じて転用を行い、工事等を伴う場合は、学校と教育委員会と協議を行いながら進めていくという考え方と、各学校の直近2か年度、本年度と令和4年度の具体的な整備計画を示している。5年度以降は、学級数の推計に基づいて随時学校と協議し、見直しを行いながら進めていくこととする。なお、本計画によって、令和4年度に向けて本年度実施すべき転用工事費用、令和5年度に向けて令和4年度中に必要な転用工事を実施するため、本年度中に必要な設計に係る費用を本年9月議会に補正予算と上程したいと考えている。

13ページ、転用によっても、教室が不足する見込みの第六小学校、第九小学校については、令和7年度までに他の方法により対応することができないため、増築する必要がある。

今後、建設できる場所、規模、内容を検討していくこととし、予定としては、本年度12月議会で増築にかかる設計費について補正予算を計上し、令和5年度、6年度の2か年で工事を行い、令和7年度4月から利用を開始したいと考えている。

本報告書は、普通教室への転用と、教室が不足する学校の増築方針の決定について、までとなる。

【意見等】

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

第九小学校について、増築が必要との説明があったが、積水の跡地にニュータウンができたことにより一時的に児童数が増えたとも考えられ、推計を出している令和9年度以降に、児童数が大幅に減ることも想定される。そのようなことを踏まえ、プレハブなどによる一時的な対応等も検討してはどうか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

御意見を踏まえ検討させていただく。

(麦田こども・健康部長)

1 1 ページに学区変更の考え方とあるが、国は、少人数学級を実施する手段のひとつとして、学区変更により対応することを示しているのか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

特段、国からは示されていない。

(麦田こども・健康部長)

5 ページ以降の各学校の将来推計の中で、特別支援学級数がどの学校においても令和 7 年度から増えているが、特別支援学級においても 3 5 人学級などの制限があるのか。

(担当課 3 : 松本教育指導課長)

特別支援学級については、3 5 人学級の影響はないが、1 学級 8 人を上限として編成される。今後の傾向やニーズを踏まえ、令和 7 年度から 2 学級増やして計上している。

(宮村市長公室長)

1 ページに、段階的に学級編成を行うとあるが、この転用計画どおりに進めれば、表 1 の計画を満たすことができるのか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

この計画どおりに転用を進めれば、国が示している表 1 の計画を満たすことができると考えている。

(宮村市長公室長)

説明の中にあつた経過措置とはどのようなものか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

経過措置とは、令和 7 年度まで年次ごとに少人数学級を実施していくもので、転用によっても教室が不足するなど特別な事情がある場合は、この期間内に施設の整備を終えれば、表 1 の計画どおりでなくても良いとされている。

(宮村市長公室長)

校舎の建設について課題に挙がっている、第六小学校と第九小学校については、この経過措置期間に整備していくのか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

第六小学校と第九小学校の教室が不足するのは、令和 7 年度からで、経過措置期間の令和 7 年度までに整備を終える。これにより定められたとおり実施することができる。

(三田福祉部長)

少人数学級を進めていく上での、市としての考えは報告書の中に盛り込まれているのか。

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

2 ページに少人数学級を実施するための考え方ということで、国の方針が示されている。その下に、本市の考え方を示している。

(三田福祉部長)

大事な部分なので、国の方針とそれを受けての市の考えを分けて示してはどうか。

(担当課 3 : 齋藤学校教育部次長兼教育総務課長)

検討させていただく。

【結果】

指摘のあった内容については、必要に応じ修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】